

# 

午前8時30分▶午後8時/テラス沼田4階防災会議室

※7月4日(月)~9日(土)は白沢支所および利根支所仮庁舎(利根若者定住センター内)でも投票できます

※入場券裏面の「宣誓書」をあらかじめ記入しておいてください

# 投票できる人

満18歳以上(7月10日現在)で、3月21日以前から本市の住民基本台帳および選挙人名簿に登録がある人

〈住所異動に伴う投票場所について〉

6月4日以降に市内で住所異動した人は、転居前の投票所で投票。市外へ転出し、本市の住民票作成日から3カ月以上住民基本台帳に記録され、3月22日以降に他市町村へ転出を届け出た人は本市で投票。

問合せ 選挙管理委員会☎内線 4013

# ▲不在者投票

病院や老人ホームなど県選挙管理委員会が指定する施設で入院または入所している人は、施設内で投票ができる場合があります。また、下表に該当する重度の身体障がい者や新型コロナウイルス感染症により自宅療養している人は、郵便による投票ができる場合があります。

#### ●身体障害者手帳

障害名	1級	2級	3級
両下肢・体幹・移動機能の障害	0	0	
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	0		0
肝臓・免疫の障害	0	0	0

### ●戦傷病者手帳

O 100 100 11 3 120				
障害名	特別 項症	第1 項症		第3 項症
両下肢・体幹の障害	0	0	0	
心臓・じん臓・呼吸器・ぼう こう・直腸・小腸の障害	0	0	0	0

## ●介護保険の被保険者証

要介護状態区分    要介	<b>♪護5</b>